○埼玉県警察被疑者取調べ適正化のための監督に関する訓令

平成21年３月24日

警察本部訓令第７号

警　察　本　部　長

埼玉県警察被疑者取調べ適正化のための監督に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察被疑者取調べ適正化のための監督に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、埼玉県警察の被疑者取調べの監督に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（取調べ監督官）

第３条　総務部総務課取調べ監督室（以下「監督室」という。）及び警察署に取調べ監督官を置く。

２　取調べ監督官は、監督室にあっては監督室の警部の階級にある警察官のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が指名したもの（以下「監督室取調べ監督官」という。）を、警察署にあっては警務課長（警務課長が置かれていない警察署にあっては副署長。以下「警察署取調べ監督官」という。）をもって充てる。

３　取調べ監督官の担当区分は、次のとおりとする。

(1)　監督室取調べ監督官　警察本部の取調べ室で行われる被疑者取調べ

(2)　警察署取調べ監督官　当該警察署の取調べ室で行われる被疑者取調べ及び当該警察署の警察官が他の都道府県警察又は警察施設以外の場所で行う被疑者取調べ

一部改正〔平成24年第３号〕

（取調べ監督補助者）

第４条　警察本部所属及び警察署に取調べ監督補助者を置く。

２　取調べ監督補助者は、警察本部所属にあっては警察本部所属の警部補以上の階級にある警察官のうちから本部長が指名したものを、警察署にあっては警部補以上の階級にある警察官又は巡査部長の階級にある警務課（係）の警察官若しくは副当直長（埼玉県警察処務規程（

昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第42条第３項に規定する副当直長をいう。）のうちから警察署長（以下「署長」という。）が指名したものをもって充てる。

３　取調べ監督補助者は、取調べ監督官の指揮を受け、別に定める職務を行うものとする。

一部改正〔平成24年第３号、26年第17号〕

（巡察）

第５条　本部長は、必要があると認めるときは、総務部総務課の警部以上の階級にある警察官のうちから巡察官を指名し、取調べ室を巡察させるものとする。

２　総務部総務課長は、必要があると認めるときは、監督室の警察官又は各方面本部長から推薦を受けた警察官のうちから、巡察補助者を指名することができる。この場合において、巡察官は、巡察補助者に巡察官の職務を補助させることができる。

一部改正〔平成24年第３号〕

（調査）

第６条　本部長は、取調べ調査官を置く場合は、総務部総務課取調べ監督室長を指名して調査を行わせるものとする。

一部改正〔平成24年第３号〕

（苦情の報告）

第７条　取調べ監督官は、職員から被疑者取調べについて苦情の通知を受けた場合は、直ちに苦情の申出内容を所属長に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた所属長は、苦情の申出内容を速やかに本部長（署長にあっては、総務部総務課長を経て本部長）に報告しなければならない。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月９日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月19日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。